

第3回「門川町新庁舎建設町民審議会」会議内容

平成29年6月20日（火）13：30～15：16

場所：役場3階会議室

傍聴：3名

1. 開会：委員4名欠席（13：30開始）
2. 会長あいさつ
3. 議題

（1）審議員名簿等の公表について

◎審議会委員の名簿、会議内容の概略については公表とする。

◎傍聴者への会議の資料の提供については、会議の資料はあくまでも審議を行う上で必要となる情報であり、結論が出た資料ではなく、この資料が公表されることで町民の方に誤った認識を与えかねないため、審議の決定後に配布することとする。

（2）基本構想（案）構成について

・候補地について

（説明内容）

候補地について、「現在の位置」「高台の民有地への移転」「高台の町有地への移転」の比較表を説明。

（質疑・回答）

委員A：町有地の候補地として、平城近隣公園以外はないのか。

事務局：現庁舎の近くではありません。また、高台となると山林になります。

委員B：町有地の候補地の平城近隣公園の有効敷地面積の9,000㎡ほどこの部分になるのか。また、造成費は必要ないのか。

事務局：航空写真で見ると森林以外の部分になります。また、土留め等の付帯工事が必要になると考えられます。

委員B：アクセス道路で用地買収費等は掛からないのか。

事務局：アクセス道路の拡幅は、町営住宅の残地部分を考えています。もう一か所アクセス道路を作るとなれば、用地費が必要になる可能性はありますが、現段階では、既存の道路を活用したいと思います。

委員B：現在の位置で建設した場合に、6mの高台を築くこととしていますが、2段階の高台などは検討できないのか。

事務局：検討はしましたが、津波被害に遭った場合に高台の周りは2～3日は浸水したままとなることが考えられ、そうすると道路も浸水しており庁舎に来ることができずに、防災拠点施設として機能することができないことが想定されます。庁舎の位置については、被災時のアクセス道路等も考慮する必要がありますと思います。

委員 I：庁舎の位置について、方向性を町有地の高台への移転とすると審議会が決めたということで住民説明会では説明するのか。

事務局：庁舎の位置の決定は、町が行いますので、あくまでも審議会では、こう言った意見が出ましたということで説明を行います。

(今回の取りまとめ)

審議会として基本構想の項目にある「庁舎の位置及び敷地」について答申を出す必要があり、建設候補地の方向性を出すために、委員一人ひとりに意見を伺うと、

総体的に「用地費や造成費、それに伴う期間等を総合的に考慮すると町有地の高台が望ましい」という意見が多い結果でした。その意見に加えて、「駐車場の確保やアクセス道路の整備が課題」であるとの意見もありました。

※ なお、今後の住民説明会やパブリックコメントの意見を踏まえた上で、審議会としての方向性を決めることとする為、委員毎の意見については公表を控えます。

・基本構想（案）の構成について

(説明内容)

基本構想（素案）に基づき、審議会での1回目2回目の協議内容により追記や修正等を行い、基本構想（案）としてまとめたものを説明。

(質疑・回答)

(質疑なし)

・基本構想についての提言（案）

（説明内容）

基本構想に対する答申としての提言（案）を、審議会での1回目2回目の協議内容を考慮したものを説明。

（質疑・回答）

委員A：この提言は、誰が誰に提言するのか。

事務局：4月に町長より審議会に、基本構想に対する審議について諮問が行われましたので、審議会から町長への答申の中での提言になります。

委員B：候補地の検討の中でも意見として出ていますが、駐車場の確保とアクセス道路の整備についても、提言の中に入れるべきだと思う。

事務局：今回の資料については、2回目までの審議会での意見等を基に作成しておりますので、本日の審議会と住民説明会やパブリックコメントでの意見も盛り込んで修正したいと思います。

（3）住民説明会の日時・場所について

（説明内容）

6月26日（月）から30日（金）までの5日間で、町内の各小中学校の体育館を会場に19時30分から、新庁舎建設に関する住民説明会を開催することの説明。

（質疑なし）

（4）パブリックコメントについて

（説明内容）

門川町新庁舎建設基本構想（案）に対するパブリックコメントを実施することの説明。期間は、7月3日（月）から14日（金）まで実施。

（質疑なし）

4. 次回町民審議会開催日時・場所について

（連絡内容）

日時：7月19日（水）13：30～

場所：門川町役場南別館2階会議室

5. 閉会（15：16分終了）